

函館市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 5 3 号

函館市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

函館市印鑑条例施行規則（平成元年函館市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式（裏）中「（保険証を提示しても登録できません。）」を削り，「保険証等の本人を確認するための書類」を「本人を確認するための書類（本人の写真が貼り付けられたものである必要はありません。）」に，「保険証等の本人確認のための書類」を「本人確認のための書類（本人の写真が貼り付けられたものである必要はありません。）」に改める。

附 則

この規則は，令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。